

別府市上下水道局発注工事における余裕期間制度試行要領

制定 令和 6 年 3 月 2 9 日

別府市上下水道局告示第 1 7 号

改正 令和 8 年 3 月 3 1 日

別府市上下水道局告示第 1 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、別府市上下水道局が発注する工事において、余裕期間を設ける工事を試行するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 この要領は、工事開始前に建設資材の調達、技術者及び労働者の確保等のための余裕期間を設けることにより、受注者の円滑な施工体制の確立を図り、施工時期の平準化に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 3 条 この要領において使用する用語の定義はそれぞれ下記のとおりとする。

- (1) 工事の始期 実際に現場において工事に着手する日
- (2) 工事の終期 契約期間の最終日
- (3) 余裕期間 建設資材の調達や技術者及び労働者の確保等の準備を行うための期間
- (4) 実工事期間 実際に工事を施工するために必要な期間
- (5) 全体工期 余裕期間と実工事期間を合計した期間（契約期間）
- (6) 任意着手方式 発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を選択する方式
- (7) 工事着手期限：任意着手方式において発注者が定める工事の着手期限

(対象工事)

第 4 条 余裕期間の設定対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、別府市上下水道局が発注する予定価格が 2 0 0 万円を超える工事の中から発注者が選定した工事とする。

（余裕期間の方式）

第5条 余裕期間制度の方式は、「任意着手方式」とする。

（余裕期間）

第6条 発注者は、第4条の規定により選定した工事について、実工事期間に加え、実工事期間の3割かつ3ヶ月を超えない範囲で余裕期間を設定する。ただし、実工事期間の3割が30日を超えない場合には、余裕期間を30日とすることができる。

（入札公告等及び特記仕様書における明示）

第7条 対象工事は、入札公告又は指名通知時において余裕期間を設ける工事であることを明示するものとする。

2 対象工事は、特記仕様書（建築・設備工事にあつては現場説明書）に余裕期間を設ける工事であること及び余裕期間の方式を明示するものとする。なお、余裕期間の日数等は、特記仕様書に明示するものとする。

（契約に係る取扱い）

第8条 対象工事における契約関係の取扱いは下記のとおりとする。

- （1） 建設工事請負契約書に記載する工期は全体工期とする。
- （2） 受注者は特記仕様書に明示されている工事着手期限までの間で工事の始期を決定した上で、契約書の提出期限内に発注者に様式－1の通知書を2部提出しなければならない。なお、建設工事請負契約書に記載する工期の終期は、様式－1と一致させなければならない。
- （3） 別府市上下水道局公共工事請負契約約款（平成23年別府市水道局告示第11号。以下「契約約款」という。）第3条に規定する工程表については、余裕期間を記載して提出するものとする。
- （4） 契約約款第4条に規定する契約の保証期間は全体工期を満たすものとする。
- （5） 契約約款第10条に規定する現場代理人及び主任技術者等の通知、下請計画書（請負代金額が4,500万円以上の場合）の提出は、工事の始期の前日までに提出するものとする。
- （6） 大分県土木工事共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）1－1－3に規定する設計書の照査及び共通仕様書1－1－4に規定する施工計画書並びに共通仕様書1－1－37に規定する着工前測量に

については、工事の始期後、速やかに実施し、提出するものとする。

(7) 共通仕様書 1-1-5 に規定するコリンズへの登録については、工事の始期後 10 日以内（休日除く。）に登録するものとする。なお、技術者の従事期間は、実工事期間をもって登録するものとする。

(8) 共通仕様書 1-1-40（5）に規定する掛金収納書は、建退共証紙購入申告書と合わせて工事の始期の翌日から 10 日以内に提出するものとする。

(9) 労務費や材料費などの単価適用年月日は、余裕期間を設定した場合においても、当該設計書起案日の単価を適用するものとする。

（余裕期間中の取扱い）

第 9 条 余裕期間中の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 余裕期間内においては、現場代理人及び主任（監理）技術者の配置を要しない。

(2) 余裕期間内においては、工事（工場製作及び測量、現場事務所や資機材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む。）に着手することはできない。ただし、下請との契約、作業員・建設資材等の確保及び関係機関への協議文書等の届出等、現場への搬入を伴わない準備は除く。

(3) 余裕期間中に増加する経費は、全て受注者の負担とする。

(4) 余裕期間中の現場管理は、発注者の責任により行うこととする。

（余裕期間の変更）

第 10 条 受注者が当初契約時に第 8 条第 2 号の規定により提出した様式-1 に記載の工事の始期を変更したい場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 受注者は、工事の始期を変更したい場合は、様式-2 により協議することができるものとする。なお、様式-2 の提出は 2 部とし、変更後の実工事期間の予定始期から 14 日前までに行うこととする。

(2) 発注者は、様式-2 の提出があった場合、工事の始期の変更について、受注者と協議するものとする。

(3) 発注者は、協議の結果、施工体制等（配置予定技術者の配置等）の確保が図られ、工事の始期の変更が認められる場合は、様式-3 により、様式-2 の提出のあった日から 7 日以内に受注者に承諾通知をす

るものとする。

(4) 受注者は、様式－３が通知された場合、変更契約書及び変更工程表を通知のあった日の翌日から１０日以内に提出するものとする。

(5) 工事の始期を変更する場合においても、実工事期間の日数は変更しないものとし、工事の終期は工事の始期を変更する日数分を前倒しするものとする。

(6) 余裕期間の変更は、原則として短縮のみとするが、これにより難い場合は、受発注者間の協議によるものとする。なお、協議により余裕期間の延長を認める場合にあっては、余裕期間の日数は、特記仕様書に明示した日数以内とするものとする。

(その他)

第１１条 本要領に定めのない事項については、受発注者間で協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和８年３月３１日別府市上下水道局告示第１１号）

（施行期日）

１ この告示は、令和８年４月１日から施行する。

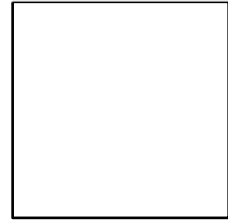
（適用区分）

２ 第２条の規定による改正後の別府市上下水道局建設工事契約に係る少額の随意契約の公表に関する要綱第１条の規定は、この要綱の施行の日以後に指定通知をする随意契約に付する建設工事から適用し、第３条の規定による改正後の別府市上下水道局建設工事契約に係る最低制限価格制度試行要領第３条の規定、第４条の規定による改正後の別府市上下水道局建設工事に関する業務委託契約に係る最低制限価格制度試行要領第３条の規定、第５条の規定による改正後の別府市上下水道局建設工事成績評定要領第２条の規定及び第６条の規定による改正後の別府市上下水道局建設工事成績評定評価委員会設置要領第３条の規定は、同日以後に入札公告又は指名通知をする競争入札に付する建設工事から適用し、第７条の規定による改正後の別府市上下水道局電力調達契約に係る条件付一般競争入札実施要綱第２条の規定は、同日以後に入札公告をする競争

入札に付する電力購入から適用し、第 8 条の規定による改正後の別府市上下水道局発注工事における余裕期間制度試行要領第 4 条、第 8 条、第 10 条、様式－1 及び様式－3 の規定は、同日以後に執行伺いを起案する工事から適用する。

(様式－１)

受 付 印



年 月 日

(発注者)

様

(受注者) 住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

工 事 開 始 日 通 知 書

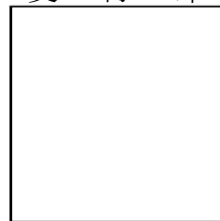
次の工事について、工事開始日を定めましたので通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 事 の 始 期 (工 事 開 始 日)	
工 事 の 終 期 (完 成 工 期)	

- ※ 1 本通知書は、契約書の提出期限内（落札決定通知の翌日から起算して１０日以内）に提出すること。
- 2 工事の終期は、本通知書に記載した工事の始期に、特記仕様書に明示している実工事期間を加えた期日を記載すること。
- 3 契約書上の工期は、始期は契約日の翌日を、終期は本通知書における工事の終期を記載すること。

(様式－２)

受 付 印



令和 年 月 日

(発注者) 様

(受注者) 住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

別府市上下水道局公共工事請負契約約款第〇〇条に基づく工期の変更について（協議）

工 事 名 :

上記工事については、早期工事着手が可能となりましたので、別府市上下水道局公共工事請負契約約款第〇〇条に基づき実工事期間の始期及び終期の変更を下記のとおり協議します。

記

1 契 約 日： 年 月 日

2 契 約 金 額：

3 当初の実工事期間の始期： 年 月 日

4 変更後の実工事期間の予定始期： 年 月 日

5 変更後の実工事期間の予定終期： 令和 年 月 日

注）〇〇には別府市上下水道局公共工事請負契約約款の補則の条を記載すること。

(様式－３)

〇 〇 第 〇 〇 号
年 月 日

(受注者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

様

(発注者)

印

承 諾 書

工 事 名 :

年 月 日付け、別府市上下水道局公共工事契約約款第〇〇条に基づく工事の始期の変更について、実工事期間の始期及び終期の変更を下記のとおり承諾します。

なお、変更契約書及び変更工程表を本通知日の翌日から１０日以内に提出してください。

記

1 契 約 日： 年 月 日

2 契 約 金 額：

3 当初の実工事期間の始期： 年 月 日

4 変更後の実工事期間の予定始期： 年 月 日

5 変更後の実工事期間の予定終期： 年 月 日

注) 〇〇には別府市上下水道局公共工事請負契約約款の補則の条を記載すること。